

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。
令和8年6月23日

分任支出負担行為担当官
北海道警察情報通信部
旭川方面情報通信部長
山崎 仁司

記

- 契約担当官等の官職及び氏名
分任支出負担行為担当官
北海道警察情報通信部旭川方面情報通信部長 山崎 仁司
- 競争入札に付する事項
 - 件名及び数量 通信施設建具等改修工事 1式
 - 業務の特質等 入札説明書による
 - 工事場所 宗谷、留萌振興局管内。工事箇所は入札説明書による
 - 工事期間 契約締結日の翌日から130日間
 - 入札方法等 入札金額は総価を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 競争入札に参加する者に必要な資格
 - 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - 令和7・8年度内閣府建設工事競争参加資格において、種別「建築一式」の「C」、「D」又は「建具」の「B」、「C」の資格を有する者であること。
 - 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承認が得られている者であること。
- 契約条項を示し、入札説明書の配付を行う場所及び日時
 - 場所 北海道旭川市1条通25丁目487番地の6
(北海道警察旭川方面本部総合庁舎4階)
北海道警察情報通信部旭川方面情報通信部 通信庶務課
問合せ先 電話番号 0166-35-0110 (代表)
 - 日時 本公告の日から令和8年7月7日(火)17時30分まで
(期間中の8時45分～17時30分。12時～13時及び土日祝日を除く。)
 - その他 令和7・8年度内閣府建設工事競争参加資格を有する者であることを証する書類等(写)を持参すること。(内閣府大臣官房会計課長発行)ホームページに掲載している「秘密の保全に関する誓約書」及び「秘密保全体制表」を作成し持参すること。
遠方の場合、その他に記載の書類と返信用レターパックライト等を同封し配付を受けること。
- 開札の場所及び日時
 - 場所 北海道旭川市1条通25丁目487番地の6
北海道警察旭川方面本部総合庁舎 3階小会議室
 - 日時 令和8年7月9日(木)10時30分
- 参加に必要な書類(入札書)の提出期限 令和8年7月8日(水)17時30分
- 入札保証金 徴収免除
- 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。
- 契約書作成の要否 要

(甲)
分任支出負担行為担当官
北海道警察情報通信部旭川方面情報通信部長 殿

秘密の保全に関する誓約書

貴庁における通信施設建具等改修工事契約の競争参加にあたり、秘密に属する仕様書、図面その他関係資料について、下記の「秘密の保全に関する特約条項」を厳守するとともに、秘密が漏えい、窃取されないように万全を期すこと及び当社作業員及び作業従事者の故意又は過失により秘密が漏えいした場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

令和 年 月 日

(乙) 会社名

代表者職位

代表者氏名

(自署若しくは押印)

秘密の保全に関する特約条項

(一般義務)

第1条 乙は、主たる契約条項に基づく秘密の保全に関しては、この特約条項に定めるところにより、秘密保全の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員又は下請負者の故意または過失により警察の秘密が漏えいしたときであっても、管理者としての責任を免れることはできない。

(交付)

第2条 甲は、仕様書、図面、現場説明書等又は物件を乙に交付するときは、秘密文書の取扱区分を明記するものとする。

(特定資料)

第3条 乙は、主たる契約の仕様書、図面、現場説明書等のうち、秘密文書の取扱区分のある仕様書、図面、現場説明書等（電磁的記録を含む。以下「特定資料」という。）を作業工程に関係のない者に供覧し、又は漏えいしてはならない。

2 作業工程に関係ある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧し、又は漏えいしてはならない。

(特定物件)

第4条 乙は、秘密区分の指定のある物件（以下「特定物件」という。）について、その保管中取扱いの慎重を期し、作業工程に関係のない者に供覧してはならない。

2 作業工程に関係ある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料並びに特定物件の複製及び写真撮影)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製し、又は特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影をしようとするときは、あらかじめ、甲の許可を受けるものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したとき、又は前条の規定により特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影したときは、速やかに、その旨を甲に書面により報告するものとする。

(標記の表示)

第7条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、甲の指示により、これらに秘密の表示、管理番号等の標記を表示するものとする。

(立入禁止)

第8条 乙は、作業工程に関係ない者を、みだりに、工事現場、倉庫等の施設に立ち入らせ、又はこれらの付近をうろつかせてはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて前項の施設に立ち入らせてはならない。

(管理責任者及び秘密保全体制表)

第9条 乙は、特定資料及び特定物件の保管、管理するための管理責任者を選任し、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、社内及び下請負先における秘密の保護を確実にを行うため、甲の指定する日までに秘密保護に関する体制表を作成のうえ、甲の確認を受けるものとする。ただし、その体制表がすでに作成され、甲の確認済みであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

(特定資料の返納等)

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び第5条により製作した全ての資料を契約終了後、直ちに、甲に返納又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、第9条で作成した秘密保全体制表に基づき、常に秘密の保全の状況に留意しなければならない。

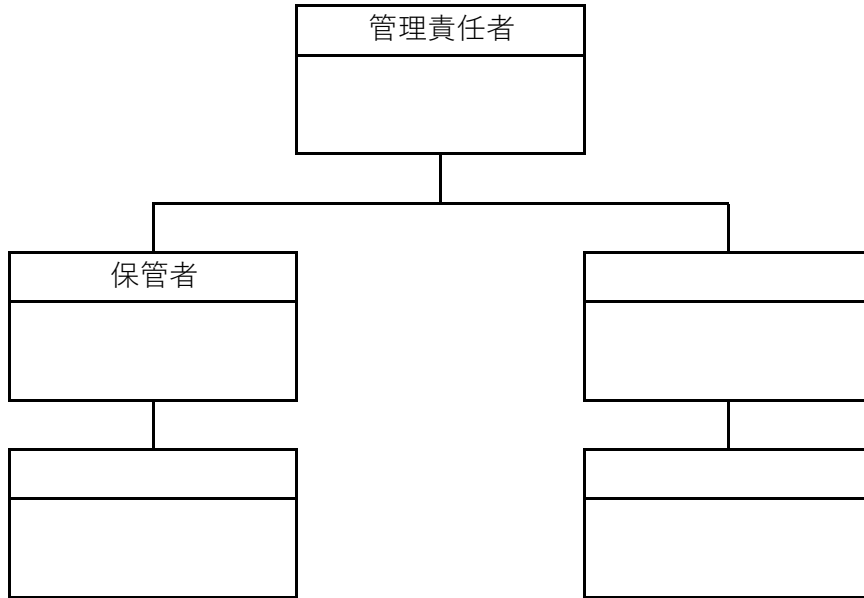
2 甲は、必要があると認めるときは、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

3 前2項の規定は、乙の下請業者について準用する。

第12条 乙は、秘密の漏えい、紛失等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはそのおそれがあったときは、適切な措置をとるとともにその詳細を、速やかに、甲に報告しなければならない。

秘密保全体制表

会社名： _____



保管場所：

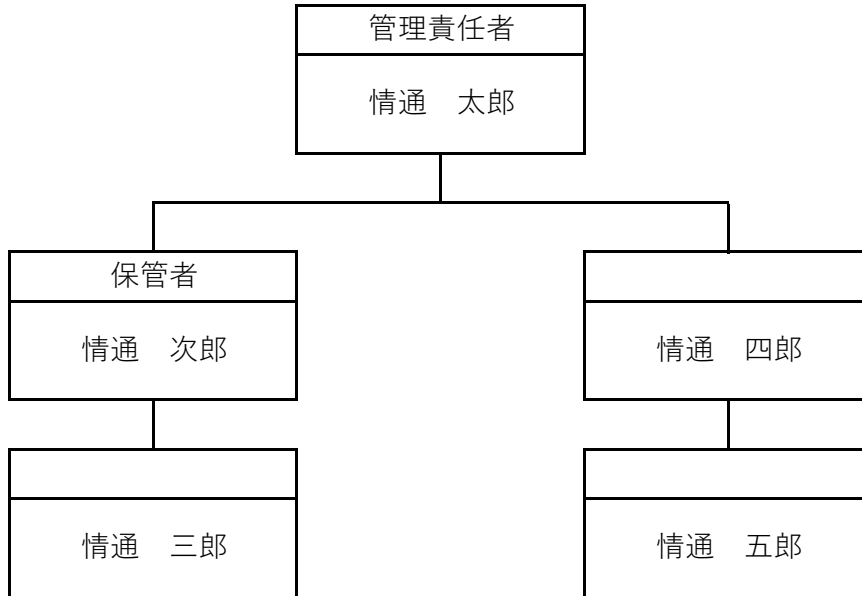
鍵の管理者：

北海道警察情報通信部旭川方面情報通信部

確認年月日 _____

秘密保全体制表

会社名：〇〇株式会社



保管場所：事務室ロッカー内

鍵の管理者：情通 太郎